ワイワイひかり得割利用規約

(ひかり得割規約の概要)

第1条 ワイワイひかり得割とは、対象サービスを一定期間ご利用頂くことでご利用料金を割引させていただくサービスです。対象となるサービスは別表に示します。

(ひかり得割規約の適用)

第2条 株式会社ケーブルメディアワイワイ(以下「当社」といいます。)は、当社が提供する 放送サービスについては「株式会社ケーブルメディアワイワイ ワイワイひかりテレビサービス契約約款」当社が提供するインターネット接続サービスについては「インターネット接続サービス契約約款」、「ワイワイひかりインターネット接続サービス契約約款」および「ご加入のお客様へ(重要 事項説明書)」、当社が提供する電話サービスについては「ワイワイひかり電話契約約款」、当社が提供するスマートテレビコースについては「スマートテレビコース利用約款」、スマートテレビプラスコースについては「スマートテレビプラスコース利用約款」(料金表含みます。以下「約款」という。)に定めるサービスの一つとして、約款に附帯するこのワイワイひかり得割利用規約(以下「本規約」という。)により、ひかり得割(以下「本割引」という。)を提供します。

(加入契約単位)

第3条 加入契約は、加入世帯ごとまたは事業所ごとに行います。

(本割引の提供条件)

- 第4条 本割引は、別表に定めるサービスまたはサービス組み合わせのみ適応するものとします。また、次の各号の全ての条件を満たしている場合または満たす場合にのみ提供するものとします。
- (1) 本割引の契約者名義と約款に定めるサービスの契約者が同一である。
- (2) 本割引で利用する施設と約款に定めるサービスで利用する施設が同一である。
- (3) 別表に定めるサービスのうち休止中のサービスがない。

(定期契約期間)

- 第5条 本割引には、約款に定める最低利用期間の他に、本割引の提供を開始した日の属する月の翌月を1と起算して24ヵ月間の定期契約期間があります。
- 2 契約者は、定期契約期間の最終月含む3カ月(以下「更新月」といいます)以外に解約また は加入契約のコース変更があった場合には、当社が定める期日までに、別表に定める違約金を 支払っていただきます。ただし、更新月に解約または加入契約のコース変更の申し出があった 場合は、この限りではありません。
- 3 当社は、定期契約期間が満了した場合には本規約を自動的に更新するものとし、更新前の定期契約期間が満了した月の翌月を1と起算し24ヵ月間の定期契約期間を更新します。以後も同様とします。

ただし、更新月に解約または加入契約のコース変更の申し出があった場合は、この限りではありません。

(本割引申込方法)

- 第6条 本割引の申込をするときは、予め約款および本規約を承認し、別に定める「ケーブルメディアワイワイ加入契約書」(以下「契約書」という。)に所定事項を記載・捺印のうえ当社に提出し、当社がこれを承諾したときに成立します。ただし、申込書の提出があった場合でも、当社は、次の場合には、加入申込者の申込を承諾しないことがあります。
- (2) その他加入申込者が、この規約に違反するおそれがあると認められる場合
- (3)加入申込者が成年被後見人であり後見人が代理していない場合、又は加入申込者が、未成 年者であり法定代理人の同意を得ていない場合
- (4) その他やむを得ない事由がある場合

(本割引の利用の休止)

第7条 当社は、本割引について、約款に規定するサービスの利用の一時中止は適用しません。

(本割引の解除)

第8条 本割引を締結した者が、定期契約期間満了をもって本割引を解約または加入契約のコース変更をしようとするときには、予め当社所定の方法により当社へ通知していただきます。また、解約または加入契約のコース変更をしようとする場合は、解約または加入契約のコース変更を希望する日の10日以上前に当社へ通知するものとします。

(割引料金の適用)

- 第9条 本割引による割引額は、本割引の提供を開始した日の属する月の翌月から適用となります。
- 2 当社が提供する本割引による割引額は別表に、本割引の解除に伴う違約金に額ついては別表に定めます。その他の料金については約款の料金表の定めによります。
- 3 本割引は、当社が別に定める割引サービスとの併用は出来ません。
- 4 契約者は消費税を支払っていただきます。

(本割引利用者のサービス追加申し込み及びコース変更及び契約解除について)

- 第10条 別表に定めるサービスの組合せにおいてのコース変更及び一部契約解除については、 定期契約期間に関わらず、別表に定める違約金は発生致しません。また、定期契約期間については、引き継げるものとします。
- 2 当社が別に定める、スマートテレビコースをご利用中のお客様が、本割引へ申込む場合、スマートテレビコースに定める定期契約期間に関わらず、別途「スマートテレビコース利用約款」に定める違約金は発生致しません。この場合、スマートテレビコースの定期契約期間については消滅し、第5条に定める、本サービスの定期契約期間が発生致します。
- 3 当社が別に定める、スマートテレビプラスコースをご利用中のお客様が、本割引へ申込む場合、スマートテレビプラスコースに定める定期契約期間に関わらず、別途「スマートテレビプラスコース利用約款」に定める違約金は発生致しません。この場合、スマートテレビコースの定期契約期間については消滅し、第5条に定める、本サービスの定期契約期間が発生致します。
- 4 当社が別に定める、「とくとく割」をご利用中のお客様が、本割引へ申し込む場合、「とくとく割」が定める定期契約期間に関わらず、別途「ワイワイとくとく割利用規約」に定める違約金は発生しません。この場合、「とくとく割」の定期契約期間については消滅し、第5条に定める、本割引の定期契約期間が発生致します。

- 5 本割引をご利用中のお客様が、サービス追加申し込みを行い、別表に定めるサービス組み合わせに適合した場合、第6条の定める本割引の申し込みが新たに必要です。また定期契約期間は新たに本割引の提供を開始した日の属する月の翌月を1と起算して24ヵ月間となります。 (ひかり得割利用規約の変更)
- 第11条 当社は、本規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後のひかり得割利用規約によります。
- 2 当社が別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。

(その他の事項)

第12条 本規約に記載のない事項は、特段の記載がない限り、約款の定めに準じます。

附則 (実施時期)

令和2年4月 1日制定施行令和3年2月19日改定令和3年4月1日改定令和3年7月1日改定令和4年7月1日改定

特別な表記がない限り全て税込価格で表示しております。

別表(税込み)

契約セット	ワイワイひかりテレビ	ワイワイひかりインターネット	ワイワイひかり電話 (ケーブルプラス電話)	割引額
NETのみ		ワイワイネットSコース ワイワイひかりSコース		220円
		ワイワイひかりコース		1,320円
NET+電話		ワイワイネットSコース ワイワイひかりSコース	ケーブルプラス電話	1,100円
		ワイワイひかりコース	ケーブルプラス電話	2,200円
TV+NET	再送信サービス	ワイワイネットSコース ワイワイひかりSコース		1,100円
	再送信サービス	ワイワイひかりコース		2,200円
	プレミアム4Kコース	ワイワイネットSコース ワイワイひかりSコース		770円
	プレミアム4Kコース	ワイワイひかりコース		1,870円
	プレミアム4K簡録コース プレミアムブルーレイ2コース	ワイワイネットSコース ワイワイひかりSコース		2,090円
	プレミアム4K簡録コース プレミアムブルーレイ2コース	ワイワイひかりコース		2,750円
TV+電話	ブレミアム4Kコース ブレミアム4K簡録コース ブレミアムブルーレイ2コース		ケーブルプラス電話	550円
TV+NET+電話	再送信サービス	ワイワイネットSコース ワイワイひかりSコース	ケーブルプラス電話	1,980円
	再送信サービス	ワイワイひかりコース	ケーブルプラス電話	3,080円
	プレミアム4Kコース	ワイワイネットSコース ワイワイひかりSコース	ケーブルプラス電話	1,320円
	プレミアム4Kコース	ワイワイひかりコース	ケーブルプラス電話	2,420円
	プレミアム4K簡録コース プレミアムブルーレイ2コース	ワイワイネットSコース ワイワイひかりSコース	ケーブルプラス電話	2,530円
	プレミアム4K簡録コース プレミアムブルーレイ2コース	ワイワイひかりコース	ケーブルプラス電話	3,630円

契約セット	ワイワイひかりテレビ	ドコモ光タイプC(1G)	ワイワイひかり電話 (ケーブルプラス電話)	割引額
NET+電話		ドコモ光タイプC(1G)	ケーブルプラス電話	用088
TV+NET	再送信サービス	ドコモ光タイプC (1G)		880円
	プレミアム4Kコース	ドコモ光タイプC (1G)		550円
	プレミアム4K簡録コース プレミアムブルーレイ2コース	ドコモ光タイプC (1G)		1,430円
TV+NET+電話	再送信サービス	ドコモ光タイプC (1G)	ケーブルプラス電話	1,760円
	プレミアム4Kコース	ドコモ光タイプC(1G)	ケーブルプラス電話	1,100円
	プレミアム4K簡録コース プレミアムブルーレイ2コース	ドコモ光タイプC (1G)	ケーブルプラス電話	2,310円

1, 本割引の定期利用期間

24ヵ月(自動更新タイプ)

2, 違約金:

- ①2022 年 6 月 30 日までに本割引に申込をされた契約者 税込 22,000 円(但し、更新月除く)
- ②2022 年7月1日以降に本割引を申込または更新をされた契約者 各サービス月額利用料金1ヵ月分相当(但し、更新月除く)

解約時には、ほかに約款に定める契約解除に関する諸費用(解約月の月額利用料も含みます。)を 支払っていただきます。また、自動更新の場合には、改めて24ヵ月の定期契約期間および上記 違約金の規定が適用されます。